



**国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) 第 13 回締約国会議 (COP 3)
京都議定書第 3 回締約国会合 (COP/MOP3)
2007年12月3日-14日**

本日、12月3日(月)から12月14日(金)までの予定で、“国連バリ気候変動会議”が開幕する。一連の会議のなかで、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC)第13回締約国会議 (COP 13) および京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP 3) が行われ、国連の実施に関する補助機関の第27回会合 (SBI 27) と科学的・技術的助言に関する補助機関の第27回会合 (SBSTA 27)も同時開催される。さらに、京都議定書の附属書I国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ の第4回再会合(AWG 4)も平行して行われる。また、国連気候変動枠組み条約締約国会議 (COP)と京都議定書締約国会合 (COP/MOP)との合同閣僚級会合(ハイレベルセグメント:HLS)は 12月12日(水)から12月14日(金)に開催される予定だ。

今次会合では、幅広いトピック、議題事項に関する審議が執り行われる予定だが、京都議定書の第1約束期間が失効する2013年以降の問題が大きな焦点となる。とりわけ、2013年以降のポスト京都レジームを確定するための交渉プロセスについての合意をめざしての議論となる。その他の議題としては、京都議定書の柔軟性メカニズム、途上国における森林減少による排出量の削減、技術移転、資金問題、“適応基金”を含む適応に関する諸問題などが取り上げられる予定だ。また、多数の“サイドイベント”や“パラレルイベント”の他、様々な関係者・団体の主催による会合が公式な国連交渉の舞台の袖で開催される。

国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) と京都議定書のこれまでの経緯

気候変動は、持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つと捉えられており、環境や人間の健康、食料の安全保障、経済活動、自然資源や物理的なインフラに悪影響をおよぼすことが予想されている。人為的に作られた温室効果ガスの全球大気中濃度の上昇が、気候変化に結びつくということで、科学者の見解は一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響はすでに観測されており、科学的な知見によって予防策および迅速な行動が必要であるということが明らかになっている。

気候変動についての国際的な政治対応は 1992 年の国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) の採択から始まった。UNFCCCは、気候系への「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気濃度の安定化を目的とする行動枠組みを設定した。規制の対象として定められたガスとしては、メタン (CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、そして何よりも二酸化炭素(CO₂)などがある。国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC)は 1994 年 3 月 21 日に発効、現在、192 カ国が締約国となっている。

京都議定書: 1997 年 12 月、日本の京都で開催された国連気候変動枠組み条約・第 3 回締約国会議 (COP 3)において、UNFCCC の京都議定書を締結、先進国と市場経済移行国が、排出削減目標の達成に向けたコミットメント(約束)について合意した。これらの UNFCCC で附属書I締約国 (Annex I parties)と呼ばれる国々は、2008-2012 年(第 1 約束期間)に、6種の温室効果ガス(GHGs)の総排出量を 1990 年比平均で 5.2%削減するという目標達成に向けて、各国ごとに個別の数値目標を担うということで合意した。また、京都議定書は、こうした附属書I締約国が費用効果の高い形で目標を達成できる

ようにするため、3つの柔軟性メカニズムを設置した。すなわち、排出量取引制度、附属書I締約国同士での排出削減プロジェクトに関する共同実施(JI)、非附属書I締約国(途上国)で実施される排出削減プロジェクトを可能にするためのクリーン開発メカニズム(CDM)の3つである。COP 3後に、締約国は、各国による排出削減と排出削減量の実施および測定に係る方法を規定するための多数の諸規定や運用細則などに関する交渉を開始した。現在までに176カ国が京都議定書に批准しているが、そのうちの附属書Iの締約国で1990年時点の世界の温室効果ガス総排出量の61.6%分を占めている。京都議定書は2005年2月16日に発効した。

ブエノスアイレス行動計画 (BAPA):1998年11月の国連気候変動枠組み条約・第4回締約国会議(COP 4)で合意された通称「ブエノスアイレス行動計画」(BAPA)で京都議定書の諸規定および運用細則について作業を完了させるためのプロセスについて合意。こうした細かな内容についてとりまとめ、UNFCCCの実施を強化するための決定を下す最終期限を第6回締約国会議(COP 6)と定めた。2000年11月、オランダ・ハーグで開催された第6回締約国会議(COP6)で交渉妥結を図ったものの、決着には至らず、2001年7月にドイツ・ボンで再開されるまでCOP 6は中断されることとなった。さらなる協議の末、「ボン合意」が締約国によって採択され、この決定が京都議定書の実施に関するハイレベルな政治的方向性を示すものとなった。しかしながら、一部の問題に関する文書案については最終合意に至らず、すべての決定書草案を第7回締約国会議(COP 7)での最終決議に託すということで合意がなされた。

マラケシュ・アコード(マラケシュ合意):2001年11月、モロッコ・マラケシュで行われた第7回締約国会議(COP 7)で、これまで未決となっていた諸問題に関して締約国の合意がまとまり、マラケシュ・アコードが結ばれるに至った。マラケシュ・アコードは、京都議定書の柔軟性メカニズムや報告様式や方法論、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)、遵守などに関する京都議定書の運用細則に関する一連の決定書の草案で構成されているパッケージである。また、キャパシテビルディング、技術移転、気候変動の悪影響に対する対応、そして3つの基金、すなわち、後発発展途上国(LDC)基金・特別気候変動基金(SCCF)・適応基金の設置などについても規定された。

このマラケシュ・アコードを踏まえて、第8回締約国会議(COP 8)および第9回締約国会議(COP 9)において、さまざまなテクニカルなルールづくりと手続きの決定をつめることとした。2004年12月、ブエノスアイレスで行われた第10回締約国会議(COP 10)では“適応”と“緩和”に着目した二つの新たな議題項目についても締約国の合意がえられ、2013年以降の気候変動との戦いにおいて締約国がどのようなコミットメントをして関与していけば良いかという複雑かつ微妙な問題についての非公式折衝が開始されることとなった。

COP 11とCOP/MOP 1:第11回締約国会議(COP 11)および京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP 1)は、2005年11月28日から12月10日、カナダ・モントリオールで開催された。京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP 1)で、これまで未決となっていた京都議定書の運用細則に関して決議を行い、マラケシュ・アコードを正式に採択した。

ここでは気候変動に関する長期的な国際協力についての交渉も行われた。京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP 1)では2013年以後の約束を議論する今後のプロセスをどのようにするべきかという問題が取り上げられ、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG)を新たに設置するという決議を行った。

長時間に及んだ交渉の末、第11回締約国会議(COP 11)は、“いかなる将来の交渉、コミットメント(約束)、プロセス、枠組み、もしくは条約の下でのマンデートを予断することなく”国連気候変動枠組み



条約 (UNFCCC) の下で長期的な協力を検討するという事で合意した。そのため、第 13 回締約国会議 (COP 13) までに、本件に関する一連の「対話 (ダイアログ)」の場として計 4 回のワークショップを開催することとなった。

AWG と UNFCCC ダイアログ (対話) : COP 1、COP/MOP 1 の開催後には、一連の会合で 2013 年以降の取り決めに関して議論が行われ、AWG と UNFCCC ダイアログ (対話) は 4 回の会合を行った。2006 年 5 月、ドイツ・ボンで開催された国連補助機関の第 24 回会合 (SB 24)、ケニア・ナイロビで 2006 年 11 月に開催された第 12 回締約国会議 (COP 12) および京都議定書第 2 回締約国会合 (COP/MOP 2)、2007 年 5 月にドイツ・ボンで開催された国連補助機関の第 26 回会合 (SB 26)、そして 2007 年 8 月にオーストリア・ウィーンで開催された“ウィーン気候変動会談” (Vienna Climate Change Talks) である。

AWG では今後の作業の重点項目について検討を開始した。2006 年 11 月の第 2 回 AWG 会合では、1) 緩和ポテンシャルと排出削減の幅、2) 緩和目標を達成するために今後可能な手段、3) 附属書 I 締約国の更なる約束に関する検討という 3 分野に特化した作業計画に関して合意がまとまった。2007 年 5 月の第 3 回 AWG 会合では、緩和ポテンシャルの分析に関する結論書を採択、第 1 約束期間と第 2 約束期間との空白期間が生じないよう作業を完了するためのタイムテーブルを作成するという事で合意がなされた。第 4 回 AWG 会合は 2007 年 8 月にウィーンで始まり、パリで再開することとなった。附属書 I 締約国が可能な排出量の削減幅や緩和の潜在力などについて集中的な議論が行われ、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 3 作業部会 (WG III) の評価報告書からのいくつかの知見—「IPCC の評価のなかで最も低い水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるため、世界の温室効果ガス排出量は今後 10 年から 15 年のうちにピークに達し、その後、21 世紀半ばまでに 2000 年水準の半分以下まで排出量を削減させなければならない」—について言及した結論書を AWG として採択した。また、AWG の結論書には、そうした最低レベルの安定化水準を実現するために 2020 年までに附属書 I 締約国全体で 1990 年比 25-40% の排出削減が必要であるとの認識が記されている。

UNFCCC ダイアログの第 1 回ワークショップでは、COP 11 で特定された分野の 1) 持続可能な方法での開発目標の推進、2) 適応に関する行動への対応、3) 技術ポテンシャルの最大限の実現、4) 市場ベースの機会の最大限の実現という 4 テーマについて初期の意見交換を開始した。第 2 回および第 3 回ワークショップではこれら 4 分野の意見交換があり、第 4 回ワークショップではこれまでのワークショップで上がった意見のとりまとめを中心に行い、資金調達問題などの優先課題や横断的なテーマについて取り上げた。また、最後の 2 回のワークショップでは、UNFCCC ダイアログとして設定された 4 回の会合終了後の次なるステップについても検討が行われた。パリの COP 13 では、ダイアログの共同ファシリテーターより全 4 回のワークショップについての報告が行われる予定だ。

最近の UNFCCC および京都議定書の会合はもとより、AWG や UNFCCC ダイアログでも、9 条に基づく京都議定書の第 1 回見直しや“自主的なコミットメント”に関するロシア提案など、長期的な問題が取り上げられた。

今次会合までの重要なイベント

国連「気候変動に関するハイレベル会合」: 国連総会で 7 月下旬から 8 月初旬にかけて行われた“非公式なテーマ別討論会”を受けて、2007 年 9 月 24 日、国連の潘基文事務総長によりニューヨークで気候変動に関するハイレベル会合が開催され、80 カ国の政府首脳・国家代表を含む、150 カ国以上からの政府高官らが出席した。同ハイレベル会合はバリ会議で交渉の突破口を開くために必要な対話を推



進し、政治的支援を動員することを目指して行われたものだが、多くの出席者が法的拘束力をもつ数値目標、もしくは2050年までに排出量を半減させるという目標や気温上昇2℃抑制策が必要だと述べた。

エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合: 2007年9月27-28日、ワシントンDCに於いて米国主催の同国会合が行われ、世界の主要経済国16カ国の代表が招待され、2008年末までに2013年以降の新たな気候変動枠組み構築を支援するイニシアティブについて討議が行われた。温室効果ガス排出量を削減するための地球規模の長期目標ならびに短中期的な国内対策についても議論された。こうした問題について何らかの最終合意が得られたわけではないが、バリ会議の後にも再度主要経済国で会合を開く価値はあるとし、“バリ会議の成果”についての情報を得て会合を行うとの認識で合意があった。

気候変動に関するボゴール非公式閣僚会合: 2007年10月25日、インドネシア・ボゴールに於いて、約40カ国の政府代表が参加する環境閣僚会合が開催された。大別すれば、緩和、適応、技術、投資・融資などといった分野を2013年以降の次期枠組みの構成要素 (Building Blocks) とするということで合意がなされた。また、適応と緩和には同等の比重を置いて対応すべきであり、森林減少や森林の劣化などの問題についても対応しなければならないとの見解がまとまった。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC): 2007年11月12-17日、スペイン・バレンシアに於いて IPCC 第27回総会が開催され、これまで数年間の IPCC の作業の総決算となる、第4次評価報告書 (AR4) のとりまとめが行われた。バレンシアの IPCC 総会では、2007年前半までに行われた3つの作業部会の評価報告書の完了をもって、統合報告書 (Synthesis Report: 略称 SYR) の政策決定者向け要約 (Summary for Policymakers: 略称 SPM) と報告書本編 (the Longer Report) の双方が採択された。23頁となった政策決定者向け要約 (SPM) の最終草案には、1) 気候変化とその影響に関する観測結果 (observed changes in climate and their effects)、2) 変化の原因 (the causes of change)、3) 予測される気候変化とその影響 (projected climate change and its impacts)、4) 適応と緩和のオプション (adaptation and mitigation options)、5) 長期的な展望 (the long-term perspective) というセクションが盛り込まれている。IPCC 報告書は、緩和ないしは緩和だけではすべての気候変動の影響を回避することはできないが、両者それぞれが補完しあうことにより、はじめて気候変動のリスクを大幅に削減することができることと示唆している。

Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> 執筆・編集: Peter Doran, Ph.D., María Gutiérrez, Ph.D., Kati Kulovesi, Miquel Muñoz, Ph.D., Chris Spence. デジタル編集: Leila Mead, 編集: Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org. The IISD Reporting Services 責任者: Langston James “Kimo” Goree VI kimo@iisd.org. ENB Sustaining Donors (継続寄贈者) は下記の通りです: 英国政府 (国際開発省 (DFID) 経由)、アメリカ合衆国政府 (国務省・海洋国際環境科学局経由)、カナダ政府 (CIDA)、デンマーク外務省、ドイツ政府 (連邦環境省BMU、連邦開発協力省BMZ経由)、オランダ外務省、欧州委員会 (DG-ENV)、イタリア環境領土省自然保護局、スイス連邦環境局 (FOEN)。2007年のENB全般に対する支援は、下記の政府、機関から提供されています。ノルウェー外務省および環境省、オーストラリア政府、オーストラリア連邦農林・環境・治水省、スウェーデン環境省、ニュージーランド外務貿易省、SWAN International、日本国環境省 (地球環境戦略研究機関IGES経由) および経済産業省 (地球産業文化研究所 GISPRI 経由)。ENBのフランス語訳はInternational Organization of the Francophonie (IOF) 及びフランス外務省、スペイン語訳はスペイン環境省が支援しています。日本語の翻訳は地球産業文化研究所 (GISPRI) が行っています。ENBに掲載される意見は執筆者のものであり、必ずしもIISDや他の支援者・支援団体の意見を反映したものではありません。ENBの抜粋・引用は、適切な学術的引用とともに、非営利の出版物にのみ可とします。ENBおよびレポートングサービスに関するお問い合わせはIISDレポートングサービス責任者まで kimo@iisd.org、TEL +1-646-536-7556、住所 300 East 56th St. Apt 11A, New York, NY 10022, USA。国連気候変動会議ーバリ会議ーENBチームの連絡先: chris@iisd.org。バリで発行しているENBレポートはリサイクルペーパーを使用しています。

NEDOからの委託によりGISPRI 仮訳